やいたブランド創出支援事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、新たなブランド創出等に関する支援を行い、地域経済の活性化と市のイメージアップを図ることを目的とする。

　（交付対象事業）

第２条　交付対象事業は、「新商品開発研究事業等」とし、補助対象経費は、新商品開発にかかった経費全般とする。ただし、人件費、飲食費等商品開発に直接関係しない経費及び通常営業や他の事業と明確に分けられない経費は対象外とする。また、事業の実施期間は３年を限度とする。

　（補助率及び補助限度額）

第３条　補助率は、補助対象事業費の３分の２以内とし、１事業当たりの単年度における補助限度額は２０万円とする。ただし、補助金額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額とする。

　（交付対象者及び申請資格）

第４条　交付対象者及び申請資格は次に定めるとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付対象者 | 申請資格 |
| １　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業者及び個人事業主  ２　商工会、農業協同組合及びこれらに準ずる団体  ３　その他市長が認めるもの | １　矢板市内に事業所を有し、そこで１年以上事業を営んでいること。  ２　市税の滞納がないこと。 |

　（交付申請）

第５条　やいたブランド創出支援事業費補助金（以下「支援事業費補助金」という。）の交付を申請しようとする者は、矢板市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第４条に規定する書類を市長に提出しなければならないものとする。

　（交付決定）

第６条　市長は、支援事業費補助金の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び調査、聞き取り等により、補助金の交付を決定するものとする。

　（補助金の請求）

第７条　補助金の請求は、規則第９条に規定する書類を市長に提出することにより行うものとする。

　（実績報告）

第８条　補助事業者は、事業完了後、指定期日までに規則第１０条に規定する書類を市長に提出しなければならないものとする。

　（事務処理）

第９条　この要綱に関する事務処理は、商工観光課が行うものとする。

　（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行し、平成２７年３月３１日限り、その効力を失う。

　　　附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行し、令和２年３月３１日限り、その効力を失う。

　　　附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

◇交付要綱第１０条の規定による市長が別に定める事項

　〔第２条関係（交付対象事業）〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
| ・原材料費  ・研究開発用機器購入費  ・研究開発用機器リース料  ・研究開発用施設借上料  ・外注委託費  ・委託試験費  ・アドバイザー経費  ・その他の経費（　　　　　　）  ・商標登録費 | ３分の２以内 | ２０万円 |

　　　＊製品完成後も使用できるものについては対象外

別記様式第１号（第４条関係）

令和　　年　　月　　日

矢板市長　様

申請人　住所又は所在地

　　名称

　　氏名又は代表者名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

補 助 金 等 交 付 申 請 書

　やいたブランド創出支援事業費補助金交付要綱第５条の規定により補助金の交付を受けたいので、矢板市補助金等交付規則第４条の規定により申請いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業等の名称 | 令和　　年度やいたブランド創出支援事業 |
| 補助金等の名称 | 令和　　年度やいたブランド創出支援事業費補助金 |
| 補助金等の額 | 円 |
| 添付書類 | ⑴　事業計画書  ⑵　収支予算書  ⑶　見積書  ⑷　その他市長が必要と認める書類 |

※市税等の完納確認のため、税務等の資料を閲覧することに同意いたします。

別記様式第２号（第４条関係）

事　業　計　画　書

１　研究・開発に関する名称

２　申請者の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 創業年月日 | 年　　月　　日 | 業種 |  |
| 資本金 | 千円 | 主要製品等（加工内容） |  |
| 従業員数 | 人（男　人、女　人） |

３　研究開発の内容

　⑴　研究開発の目的

　⑵　研究開発の具体的な内容

⑶　目標とする研究成果

別記様式第３号（第４条関係）

収　支　予　算　書

１　研究開発に要する経費

　⑴　総括収支予算表

収　入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 金額 | 摘要 |
| 市補助金 |  |  |
| 自己資金 |  |  |
| 借入金 |  |  |
| その他 |  |  |
| 合計 |  |  |

　支　出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 金額 | 摘要 |
| 原材料費 |  |  |
| 研究開発機器購入費 |  |  |
| 研究開発機器リース料 |  |  |
| 研究開発施設借上料 |  |  |
| 外注委託費 |  |  |
| 委託試験費 |  |  |
| アドバイザー経費 |  |  |
| その他の経費 |  |  |
| 商標登録費 |  |  |
| 合計 |  |  |

⑵　科目別支出予算内訳

　①原材料費

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 仕様 | 数量 | 単価（円） | 金額（円） | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

　②研究開発機器購入費

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 仕様 | 数量 | 単価（円） | 金額（円） | 使用目的 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

　③研究開発機器リース料

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 仕様 | 数量 | 単価（円） | 金額（円） | 使用目的 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

④研究開発施設借上料

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 仕様 | 数量 | 単価（円） | 金額（円） | 使用目的 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

　⑤外注委託費

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 仕様 | 金額（円） | 外注先 | 委託内容 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

　⑥委託試験費

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 仕様 | 金額（円） | 外注先 | 委託内容 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

　⑦アドバイザー経費

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 仕様 | 金額（円） | 外注先 | 委託内容 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

　⑧その他の経費（　　　　　　　　　　　）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 仕様 | 数量 | 単価（円） | 金額（円） | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

　⑨商標登録費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登録するもの | 登録経費の内訳 | 備考 |
|  |  |  |

別記様式第４号（第５条関係）

　矢板市指令　第　　号

補助事業者　住所又は所在地

　　　　名称

　　　　氏名又は代表者名

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった令和　　年度やいたブランド創出支援事業費補助金の交付については、次のとおり決定したので、矢板市補助金等交付規則第５条の規定により通知いたします。

令和　　年　　月　　日

矢板市長

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業等の名称 | 令和　　年度やいたブランド創出支援事業 |
| 交付決定額 | 円 |
| 交付条件 | ⑴　補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。  ⑵　経理は、厳格を期し、収支に関する帳簿を備えるほか、領収書等の関係書類を整備保管しなければならない。  ⑶　補助金は、補助事業の目的以外に使用してはならない。  ⑷　補助事業が予定の期間に完了しないとき、又は遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。  ⑸　事業完了後は、速やかに実績報告書を提出しなければならない。 |
| 交付に係る指示 |  |

別記様式第５号（第９条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和　　年　　月　　日  　矢板市長　様  補助事業者　住所又は所在地  　　　　　　　名称  　　　　　　　　　　　　氏名又は代表者名　　　　　　　　　　　　　　　㊞  補 助 金 等 交 付 請 求 書  　　令和　　年　　月　　日付け矢板市指令　第　　号により交付決定のありま  　した平成　　年度やいたブランド創出支援事業費補助金を矢板市補助金等交付  規則第９条第２項の規定により請求いたします。 | | | | | | | | | | | | | | |
|  | 金額 | 百 | 十 | 億 | | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |  |
|  | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助事業等の名称 | | | | | 令和　　年度やいたブランド創出支援事業 | | | | | | | | | |
| 補助金等交付決定通知額 | | | | | 円 | | | | | | | | | |
| 既交付額 | | | | | 円 | | | | | | | | | |
| 未交付額 | | | | | 円 | | | | | | | | | |
| 添付書類 | | | | | ⑴　交付決定通知書の写し  ⑵　その他市長が必要と認める書類 | | | | | | | | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １　口座振替　　２　窓口(現金)払　　３　その他(納入書等) | | | |
| 振込先 | 銀行　　　　　　　支店 | | |
| 預金種別 | 普・当 | 口座番号 |  |
| 名義 |  | | |

別記様式第６号（第１０条関係）

令和　　年　　月　　日

矢板市長　　様

補助事業者　住所又は所在地

　　　　名称

　　　　　　　　　　　　氏名又は代表者名

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書

　令和　　年　　月　　日付け矢板市指令　第　　号で交付決定の通知のありました令和　　年度やいたブランド創出支援事業が完了しましたので、矢板市補助金等交付規則第１０条の規定により報告いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金等の名称 | 令和　　年度やいたブランド創出支援事業費補助金 |
| 補助金額 | 円 |
| 補助事業等の施行場所 |  |
| 着手年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 完了年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 経過及び内容 |  |
| 添付書類 | ⑴収支決算書  ⑵その他市長が必要と認める書類 |

別記様式第７号（第１０条関係）

収　支　決　算　書

（単位：円）

〔　収　入　〕

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 科目 | 予算額 | 決算額 | 差　　　引 | | 摘要 |
| 増 | 減 |
|  |  |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |  |

〔　支　出　〕

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 科目 | 予算額 | 決算額 | 差　　　引 | | 摘要 |
| 増 | 減 |
|  |  |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |  |